

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、西東京市内に地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、円滑なボランティア活動支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に対して連携・協力し、それぞれの業務について担うものとする。

（センターの設置）

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙協議の上、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

- (1) 西東京市内で、震度6弱以上の地震が起きたとき。
- (2) 西東京市内で、風水害等の発生により、市民の生活に深刻な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- (3) その他、甲がセンターの設置の必要があると判断し、乙に要請したとき。

（設置の要請等）

第4条 甲は前条第1項第3号の規定により、乙にセンターの設置を要請するときは文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前条の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの設置場所は、西東京市社会福祉協議会内（西東京市中町1-6-8保谷東分庁舎内）とする。ただし、災害の状況に応じて上記場所の設置が困難な場合は、甲乙協議により選定する。選定にあたっては、センターの機能が果たせる場所を条件とする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域に、センターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したとき、現地ボランティアセンターを設置する。

3 前項の他、甲は乙からの要請を受けて設置場所の確保に努めるものとする。

(センターの運営)

第6条 乙が設置するセンターは、市内外からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター、各種団体等の協力のもとに、乙の判断により運営を行うものとする。

(センターの業務)

第7条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れ及びコーディネートに関すること。
- (2) 災害ボランティア活動の情報発信および受信に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動に必要な物品・資機材の調達に関すること。
- (4) その他、センターの運営に必要な活動に関すること。

(資機材等の確保)

第8条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 災害時におけるセンターの設置・運営にかかる費用は甲の負担とする。

2 その他活動、及び平常時の取り組みにおいて必要な費用は、甲乙協議の上、甲が認めたものについては、乙の請求により甲が負担するものとする。

(報告・説明)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況、前条に掲げる費用の内訳等について報告を求めることができる。また、乙は、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧支援活動等に関し、ボランティアおよび派遣先がボランティアによって被った損害の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

(平常時における取り組み)

第12条 乙は、平常時より、第7条に規定するセンター業務について備えるものとする。

2 乙は、平常時より災害時に備えた体制・機能を整備する。

3 乙は、災害ボランティアに関わる人材の育成に努める。

(個人情報の取り扱い)

第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 個人情報保護規則に基づき、適切に管理す

るものとする。

(災害ボランティアセンターの閉所)

第 14 条 災害ボランティアセンターを閉じる場合は、甲乙協議の上、判断する。その後、速やかに、平常時のボランティアセンター運営に移行ができるよう、甲の協力を得ながら、乙が主体となって行うものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲乙いずれからも解除または変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 2 月 18 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 1 3 号

西東京市

市長

丸山浩一



乙 東京都西東京市中町一丁目 6 番 8 号 保谷東分庁舎内

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会

会長

村田利夫

